

コメントの概要及びコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方

| 番号 | コメントの概要 | コメントに対する 証券取引等監視委員会の考え方 |
|----|---|---|
| 1 | <p>検査手続の透明性をより高めるために「開示検査に関する基本指針」を策定し、開示検査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を公表する対応に賛成する。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、「Ⅱ 開示検査等の実施手続等」において、「本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある」ことを明記しております。</p> |
| 2 | <p>訂正報告書が提出された場合や提出されていない場合等に係る対応として、「発行者に対してヒアリング等を実施する」「検査対象先の意見又は主張を十分聴取する」「提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する」としているが、訂正報告書の提出に至るか否か等の原因となる誤謬等の程度も様々であると考えられるため、形式的又は画一的な対応となることのないよう、過去の訂正等を分類・整理し、その対応を類型化する等により慎重かつ適切な運用を期待する。</p> | |
| 3 | <p>どのような場合に立入検査が行われるのかについて、検査対象先（監査人も含む。）ごとに類型化することも、効率的かつ効果的な立入検査の実施に資するものと考えられる。</p> | <p>開示検査は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②開示規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われております。このような目的を踏まえ、開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、立入検査を実施することとしており、その実施の必要性については、各事案の特性等に応じて判断することとなります。</p> |
| 4 | <p>外部調査委員会の「調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定の基礎とすることができる」としているが、外部調査委員会は、その権限をはじめ、限られた時間内で調査を進めなければならない等様々な</p> | <p>ご意見を踏まえ、規定を修正します。</p> <p>なお、外部調査委員会による調査資料や調査結果等を事実認定において判断材料とすることについては、「外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>制約がある中での対応と考えられるため、調査結果の信憑性については必ずしも十分でない場合もあり、また、その独立性等を十分に検証できる具体的な方法等が必ずしも明確となっていない。これらを勘案すると、仮に調査資料や調査結果等を利用するとしても、事実認定の参考とする程度に止まるものと考えられ、そうであれば、「参考」等適切な表現に改める必要がある。</p> | <p>性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る」こととしております。</p> <p><修正前></p> <p>検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定の基礎とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、これを基礎とすることに合理性が認められた場合に限る。</p> <p><修正後></p> <p>検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。</p> |
| 5 | <p>開示検査は検査対象先に対し、大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力によって円滑かつ効果的な調査が実施されることを前提とする以上、開示検査を中止した場合はその旨の通知の交付を行うべきである。当該通知の交付を行わないということであれば、その理由を明確にすべきである。</p> | <p>「Ⅱ 開示検査等の実施手続等」における「開示検査の中止」は、災害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なとき等、検査を事実上中止状態におかざるを得ない例外的な状況を想定しております。従って、こうした場合における通知の交付は不要と考えております。</p> <p>なお、そうした例外的な場合を除き、開示検査等の結果、課徴金納付命令等の勧告を行わないとしても、検査を終了する場合には、</p> |

| | | |
|--|--|-----------------------------------|
| | | 検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付することとなります。 |
|--|--|-----------------------------------|